

平成 28 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

平成 29 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者登録に必要な事業実績等

1. 事業実績について

登録要件として登録申請する再商品化手法にて、以下の条件を満たす事業実績が必要です。本基準は、プラスチック素材（再生含む）において生産技術・販売ノウハウ等に経験・技術蓄積が不可欠なため、「(受託業務)を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者に限る。」(容リ法 37 条第二項)との規定に基づき、プラスチック容器包装の再商品化を円滑に実施する条件として具体的にしましたものです。

なお、プラスチック製容器包装の再生処理事業者として登録申請する場合、トレイの再生事業の実績のみでは、プラスチック製容器包装の再生処理を実施するための事業実績とはみなしませんのでご注意ください（白色トレイの再生処理事業者として登録申請する場合、トレイの再生事業の実績は、事業実績として認められます）。

(1) 材料リサイクルの場合（①もしくは②）

- ① プラスチック製品（一廃・産廃も含む）について選別と破碎をおこない、それをプラスチック原料として、有価物として販売した実績が平成 28 年 7 月 31 日時点で 1 年以上
- ② プラスチック素材（バージン、または廃プラ）を原料としたコンパウンディング、インゴットおよび／または成形品・フィルム等の製造を行い、それを有価物として販売した実績が平成 28 年 7 月 31 日時点で 1 年以上

(2) ケミカルリサイクルの場合

- ① 協会に登録申請する手法による運転・販売実績が平成 28 年 7 月 31 日時点で 1 年以上

(3) 固形燃料等の燃料の場合

- ① 協会に登録申請する手法による運転・販売実績が平成 28 年 7 月 31 日時点で 1 年以上

(4) 材料リサイクル、ケミカルリサイクル、固形燃料等の燃料共通

- ① (1) から (3) までの事業実績を有する親会社の子会社。ただし、当該親会社の出資比率が 51%以上であり、かつ親会社でプラスチック関連の事業経験のある常勤役員が勤務していること

【容器包装リサイクル法上での「プラスチックの判断」】

高分子を必須成分として含み、加工時に流動性を利用して賦形、製品化する材料。

注) 弾性素材（ゴム）も流動性を利用して賦形するが、プラスチックとは見なさない。加工時に大きな延伸力を与えて作る繊維は、この定義から外れると考えられるため対象外とする。塗料、接着剤には賦形の概念がないため対象外とする。

2. 再生処理施設の完成時期等について

平成 28 年度に新規登録申請施設として申請した再生処理施設は、平成 28 年 9 月 30 日までに完成し、商業運転が可能なが必要です。商業運転可能とは、平成 28 年 10 月 1 日に仮に市町村よりベールを受け入れた場合に再生処理が行える施設状態にあることを指します。

新規登録申請施設の場合、平成 28 年 10 月 1 日時点で市町村のベールを受入れ、再生処理が行える施設状態であることを確認するために、施設の現地検査時に必要に応じて施設を運転してもらうことがあります。

また、一般廃棄物処理施設の許可を受ける施設（廃棄物処理法第八条）においては、「一般廃棄物処理施設使用前検査済み証（あるいは検査結果通知）」を平成 28 年 9 月 30 日までに取得していることが必要です。

以 上